

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-7-1
許認可等の種類	創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例に基づく事業税の不均一課税の適用要件等の確認			
根拠法令条例等・条項	創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例 第4条			
許認可等の概要	条例に定める特例期間内に新たに障害者を雇用した法人等について、事業税の不均一課税の適否及び新たに雇用した障害者数の算定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>新たに障害者を雇用した法人等に対する事業税の不均一課税の適用要件等に関する取扱要綱</p> <p>(知事が定める要件)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の表の第1号の障害者が満たすべき知事が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 長野県内に住所がある者であること。</p> <p>(2) 長野県内に所在する事業所等において勤務する者であること。</p> <p>(3) 雇用保険の一般被保険者であること。</p> <p>(4) 規則第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に係る事業年度又は年において継続して3か月以上勤務している者であること。</p> <p>2 条例第4条第1項の表の第1号の法人又は個人が満たすべき知事が定める要件は、申請に係る事業年度又は年において、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。</p> <p>(2) 雇用保険の適用事業所であること。</p> <p>(3) 社会保険加入事業者であること(加入義務がない場合を除く。)</p> <p>(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)の規定により障害者の雇用の状況について報告義務のある場合は、法定雇用率を達成していること。</p> <p>(5) 申請に係る事業年度又は年の間に事業主都合による解雇をしていないこと。</p> <p>(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>3 前項第1号の常時雇用する労働者の数は、申請に係る事業年度又は年に属する各月の末日現在における雇用保険の被保険者である常時雇用する労働者の数を合計した数を当該事業年度又は年の月数で除して得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>(障害者である労働者の数の算定方法)</p> <p>第3条 条例第4条第3項第1号に規定する新たに雇用した障害者の在職期間に応じて知事が定めるところにより算定した数は、申請に係る事業年度又は年に属する各月の末日現在における雇用保険の被保険者である常時雇用する障害者(当該新たに雇用した障害者に限る。)であって、3か月以上継続して雇用しているものの数を合計した数を当該事業年度又は年の月数で除して得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)とする。</p>			
基準の制定根拠	新たに障害者を雇用した法人等に対する事業税の不均一課税の適用要件等に関する取扱要綱			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			